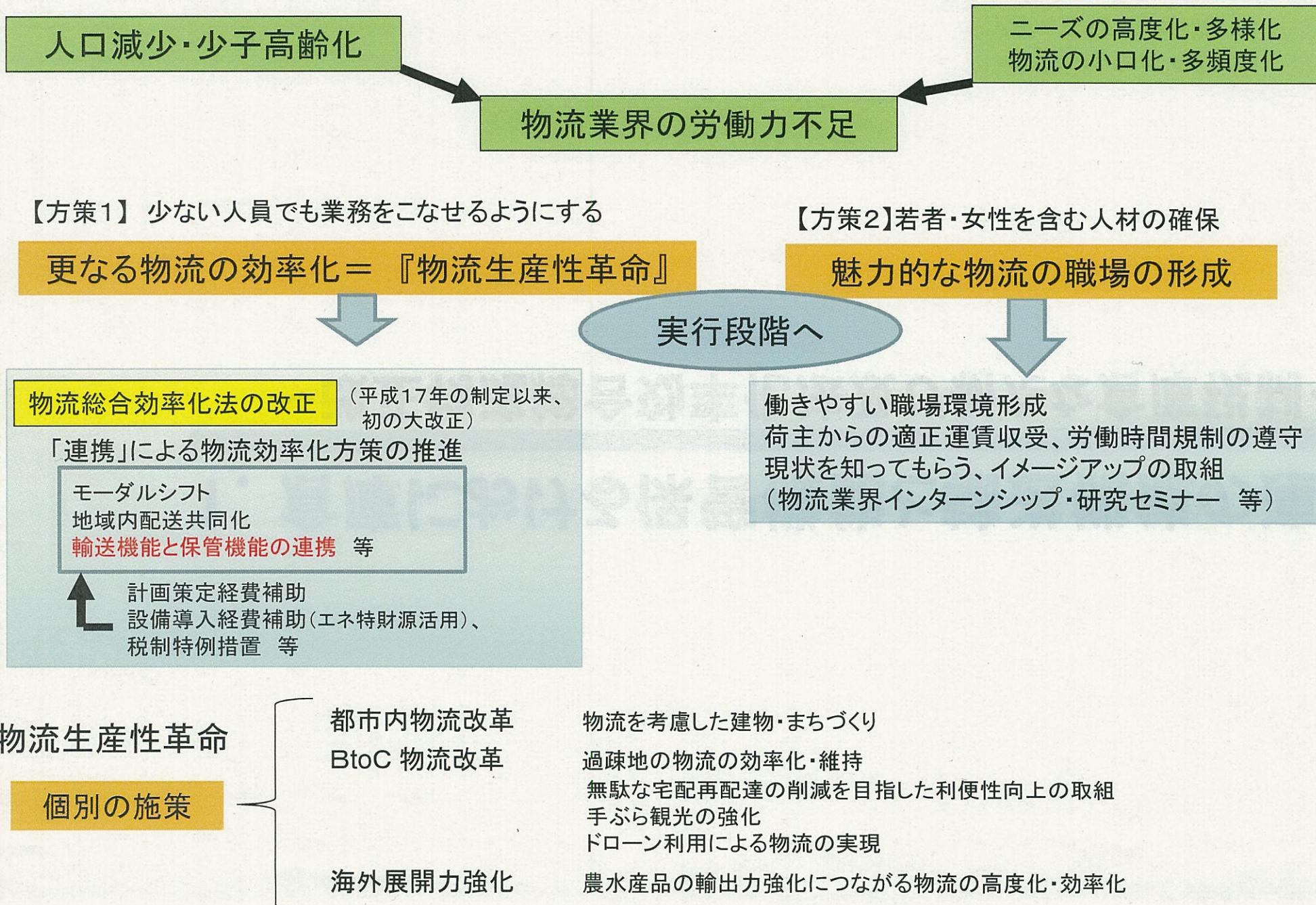


# 法律改正の背景と枠組み



# 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

平成28年5月13日 公布

人口減少が見込まれ労働力不足が顕在化しつつある中、我が国産業の持続的成長と豊かな国民生活を支えていくことが、物流に強く求められている。

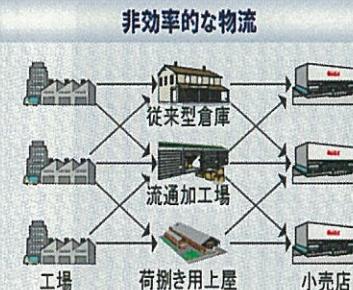
多様な関係者の連携により物流ネットワーク全体の省力化・効率化をさらに進める枠組みが必要

## 主務大臣による基本方針策定と「総合効率化計画」の認定

### 総合効率化計画の作成(事業者)

現行

大規模で高機能な倉庫が必須



対象を拡充・再編

改正案

二以上の者の連携を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携など、様々な取組みを対象にできるよう、枠組みを柔軟化

#### 【例え】

##### モーダルシフト

大量輸送が可能で  
環境負荷の少ない  
鉄道・船舶も活用  
した輸送

異業種の複数荷主が連携して必要な貨物量を確保し、貨物列車を運行

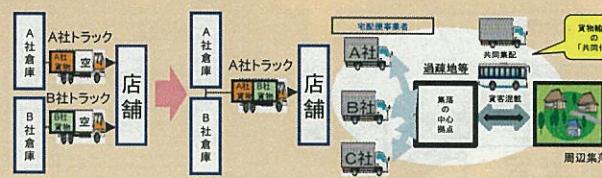


フェリーでトラック輸送をする際、ドライバーを乗船させず、トラックのみを輸送する(無人航走)

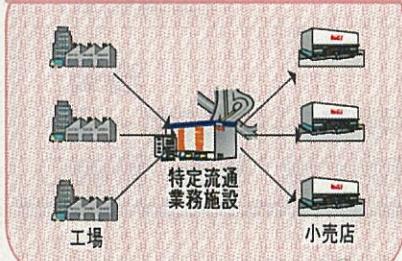


##### 地域内配送共同化

他社との混載や運行頻度の改善等、各社それぞれで行っていた輸送の共同化により、過疎地域内のムダのない配送を実現



##### 効率的な物流



##### 輸送機能と保管機能の連携

総合物流保管施設に  
トラック営業所併設、  
予約システム導入等  
の輸送円滑化措置を  
講じ、待機時間のない  
トラック輸送を実現



## 支援措置

### 1. H28予算案

- 【一般会計:(38百万円)】  
○モーダルシフト等推進事業  
・計画策定経費補助  
・モータルシフト等運行経費補助  
【エネルギー対策特別会計(37億円)】  
○物流分野におけるCO2削減対策促進事業  
・シャーシ・コンテナ、共同輸配送料  
車両等の購入補助

### 2. 税制上の特例

※税制大綱において、物流総合効率化法の改正を前提に次の措置を講じることとされている。

- ① 輸送連携型倉庫の建物整備  
(所得・法人税 5年間 割増償却10%)  
(固定資産・都市計画税 5年間)  
倉庫:1/2 付属設備:3/4)
- ② 旅客鉄道による貨物輸送  
貨物用車両、貨物搬送装置  
(固定資産税 5年間 2/3等)

### 3. 立地規制に関する配慮

- ・市街化調整区域の開発許可の配慮等

### 4. 中小企業者に対する支援

- ・中小企業信用保証協会による債務保証の上限の引き上げ等

### 5. 食品生産業者等に対する支援

- ・食品流通構造改善促進機構による債務保証等

### 6. 事業開始における手続簡素化

- ・新規路線での貨物鉄道の運行、カーフェリーの航路新設の許可みなし
- ・自社貨物に加えて、他社の貨物の輸送も請け負う場合のトラック事業の許可みなし
- ・過疎地等の地域内配送の共同化のための軽トラック事業の届出みなし
- ・自家用倉庫を輸送連携型倉庫に改修して他業者に供用する際の倉庫業の登録みなし等

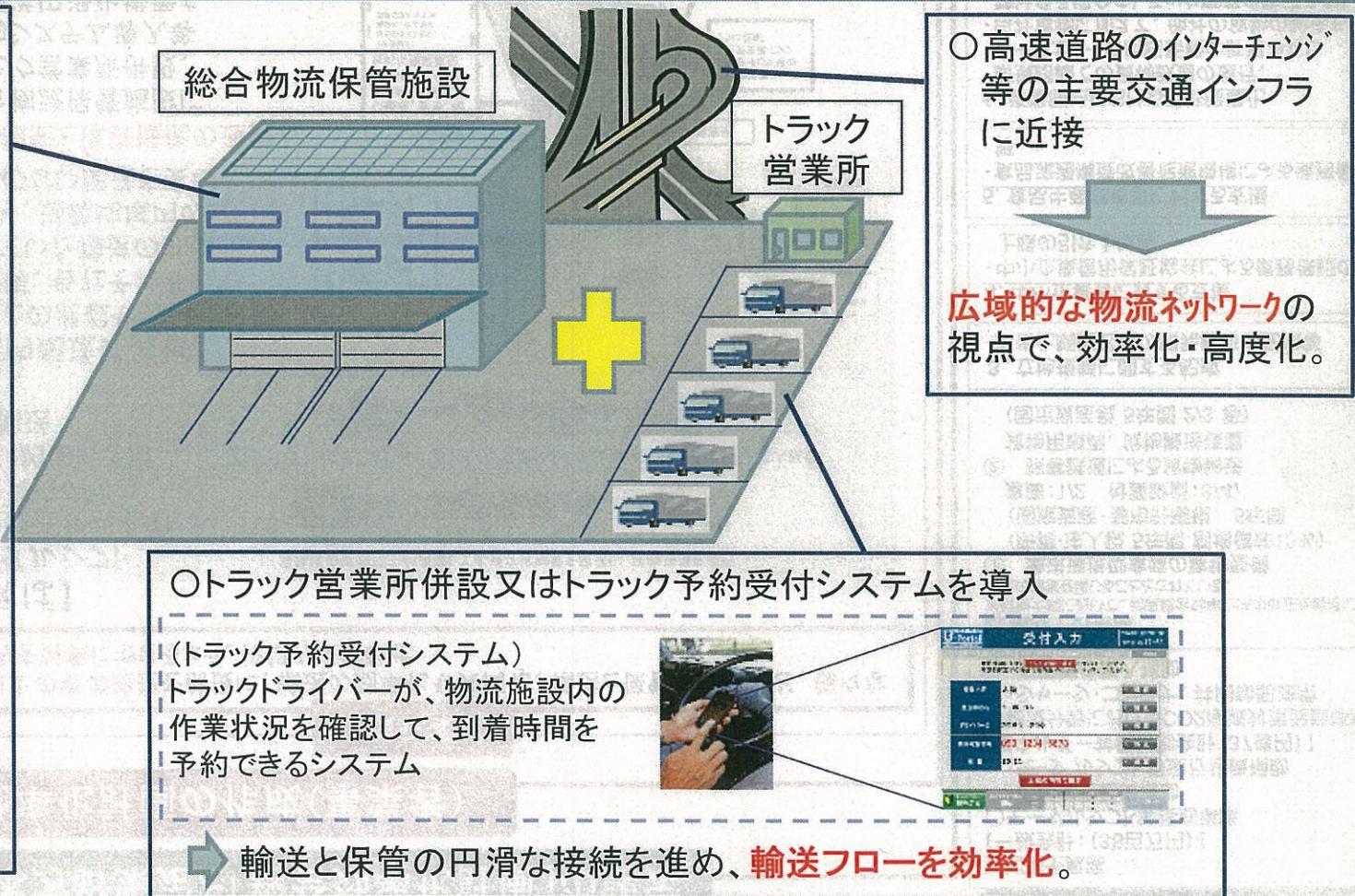
# 輸送機能と保管機能の連携

- 輸送、保管、荷さばき、流通加工を一体的に行う総合的な物流施設

(流通加工)  
商品のラベル貼り、箱詰め、部品等の簡易な組み立て等



総合的な機能を有する物流施設が整備されることで、**輸送網が集約される。**



## 事業の効果

- 輸送網の集約により、**複数物流施設間の貨物移動が減少**
- 輸送フロー効率化により、**トラックの空車回送・手待ちが減少**

- 物流の省力化、**トラックドライバー不足**への貢献
- 地球温暖化問題への貢献

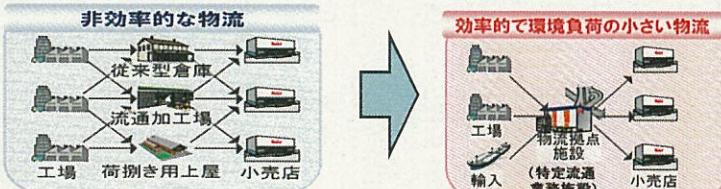
# 新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置【倉庫税制】 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、認定事業者が新たな物流効率化のための計画に基づき取得した以下の事業用資産に係る特例措置を創設するなど、所要の見直しを行う。

## 施策の背景

### 現行の枠組み

【目的】物流の総合化(輸送・保管・荷捌き・流通加工を一体的に実施)に伴う物流の効率化(輸送網の集約化等)促進



[物流総合効率化法の政策のイメージ]

従前の環境対策に加え、昨今の物流をめぐる社会情勢(労働力不足等)の変化への対応の必要性

### 現行の枠組みに加え、新たに創設する枠組み

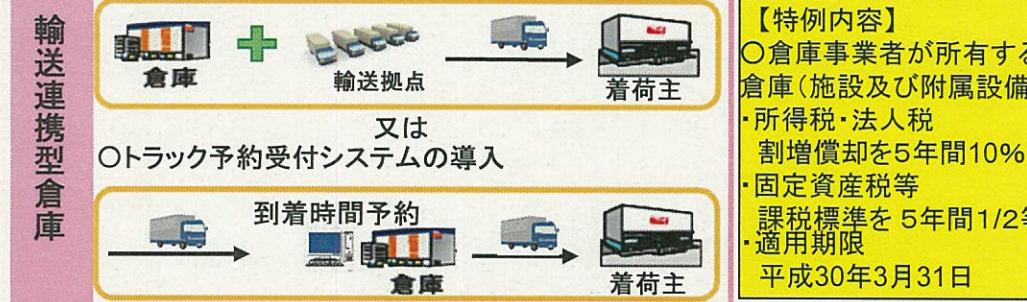
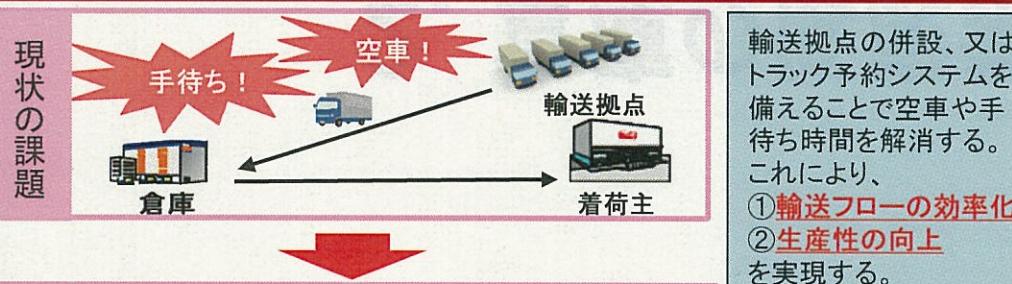
【目的】輸送フローの効率化及びモーダルシフトの一層の促進による物流の効率化

#### 新たな物流効率化のための計画に対する支援制度の創設

複数の事業者が共同で物流の効率化に資する計画を作成し、それに基づき事業を行う場合、所要の支援措置を講ずるものとする。

## 物流総合効率化法改正を前提に、以下の税制特例を設ける。

### ○輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進



### ○施設要件

- ・倉庫業法に基づく登録を受けた営業倉庫であること。
- ・トラックの予約受付システムを有すること、またはトラックの営業所が併設されていること。
- ・高速道路のIC等から5km以内であること。
- ・冷蔵倉庫については、容積が6,000m<sup>3</sup>以上であること。
- ・非常用電源、荷崩れ防止装置等の備付けがあること。  
等